

# お墓じまい・改葬とは

祭祀継承者（両親等）が亡くなる

自分は墓を継がない

- ・親族にも墓を継ぐ人がいない
- ・子供に負担をかけたくない

お墓じまい・お墓の引っ越しを検討する

墓地管理者に相談

行政手続き（改葬許可申請等）

遺骨取り出し・お墓撤去作業

新しい墓地に埋葬／永代供養  
散骨／樹木葬／自宅供養 等

墓地管理者と疎遠・管理費滞納

自分が墓を継ぐ

墓地使用权継承を申請して  
代々、維持管理していく

- ・引っ越し等でお墓が遠くなった
- ・子供世帯が遠方にいる

閉眼供養・離壇料・布施 など必要

現在の墓地の撤去（更地に戻す作業）  
約30万～（お墓の立地条件による）

永代供養墓

公営・寺院境内などにより価格差あり。  
お気をつけ頂きたいのが、永代供養料は  
1霊につき〇〇万円というところが多い。  
代々守られてきたお墓に10体埋葬されて  
いた場合（例：1霊20万×10体）  
高額な料金が必要となります。

無縁仏・無縁墓となります

山形県内にお墓をお持ちで、今後の管理に不安な方は、ご連絡ください。お客様に最善の方法をご提案させていただきます。

山形県行政書士会所属



大類行政書士事務所  
行政書士 大類慎也

山形県東根市郡山 43 TEL0237-48-6177